



コロナ禍の影響により売上が大きく減少している事業者の皆様へ

長野県新型コロナ中小企業者等 特別応援金

(国の月次支援金の対象とならない中小企業者・個人事業者等)

をご利用下さい。

給付額

申請は各者
1回限りです

法人 上限 **20万円** (対象月の売上減少額が上限)

個人 上限 **10万円** (対象月の売上減少額が上限)

給付対象

長野県内で事業を営む中小企業者等で以下①と②を満たす者

①新型コロナウイルス感染症の影響※を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の売上が、2019年または2020年の同月比で **50%以上減少していること** ※2021年度の県特別警報等の影響を想定

②国の 月次支援金を受給していないこと

申請期間

国の月次支援金の申請期間を踏まえ、8月募集開始予定

詳細及び問合せ窓口については、準備でき次第、県HP等でお知らせします。

▼まずは月次支援金の利用をご検討ください▼

経済産業省

月次支援金 (緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和)

4月～6月分の合計で

給付額

中小法人等 上限 **20万円/月**

中小法人等 最大 **60万円**

個人事業者等 上限 **10万円/月**

個人事業者等 最大 **30万円**

※給付額 = 2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

給付対象

①と②を満たせば、**業種・地域を問わず**給付対象となり得ます

①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う

「飲食店の休業・時短営業」または「外出自粛」等の影響を受けていること

②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて

月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

申請期間

4月分、5月分：2021年 6月16日 (水) ～ 8月15日 (日)

6月分：2021年 7月 1日 (木) ～ 8月31日 (火)

給付対象例

(1) 対象措置実施都道府県のお客様に商品・サービスを提供する全国の事業者

☞ **県内の観光関連事業者** (飲食・宿泊、土産物店、バス・タクシー等)

(2) (1) の事業者と取引がある全国の事業者

☞ **県内の直接取引事業者** (食品加工・製造、食器・調理器具販売、清掃等)

間接取引事業者 (卸・仲卸、問屋、農協・農業者等)

経済産業省HP



問合せ先：月次支援金相談窓口 (0120-211-240)

または、長野県産業・雇用総合サポートセンター (地域振興局商光観光課)